

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年9月23日 05時30分ごろ
発生場所	山口県 ^{ひらお} 平生町 ^{まきごう} 佐合島北東岸 亀岩 ^{かめいわ} 灯標から真方位334° 1.2海里付近 (概位 北緯33° 52.8′ 東経132° 03.9′)
事故の概要	引船第八光龍丸は、台船D-3001をえい航して北西進中、船長が居眠りに陥り、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第八光龍丸、19トン 260-33165 広島、森海運株式会社（A社） B 台船 D-3001、総トン数不詳（全長約50.0m） なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部船底に擦過傷、プロペラに擦過傷及び曲損 B 船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、鉄骨約250tを積載したB船を長さ約60mのえい航索でえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長が、操舵装置の前に立って単独で操船に当たり、上関海峡 ^{かみのせき} を約4.5ノットの対地速力で西進して通過した後、北北西進した。 A船引船列は、山口県上関町鍋島 ^{なべ} 東方沖で佐合ノ瀬戸東口に向けて自動操舵により北西進していたところ、船長がいつしか居眠りに陥り、佐合島の東南東沖で左転する予定であったが、そのまま北西進し、A船が佐合島東岸の干出浜（以下「本件干出浜」という。）に乗り揚げた。 船長は、乗り揚げた音と振動で目を覚まし、目の前の佐合島を見て同島海岸に乗り揚げたことに気付き、B船が船尾方から近づいていたので、機関を後進としてA船の離礁を試みたものの、プロペラにえい航索が巻き付いて動けなくなり、B船もA船の左舷方の干出浜に乗り揚げたのを認めた。 船長は、本事故の発生をA社に報告するとともに海上保安部に通報し、船体の損傷及び油漏れなどを確認した。

	<p>A船及びB船は、支援の引き船が到着した後、潮位が上昇したところで、別々の引船に引き出されて離礁し、A船が上関町上関港に、B船が関門港若松区に回航された。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.6mであり、B船の喫水は、船首尾共に約0.6mであった。</p> <p>船長は、令和4年9月20日まで数日の休暇をとっており、22日は、愛媛県東予港における荷役作業時に約4時間の休憩をとるとともに、出航後、当直を終えて18時ごろから再び休憩をとり、20時00分ごろから23時45分ごろまで就寝していた。</p> <p>船長は、本事故発生当時、00時ごろから08時ごろまでの航海当直中であり、操船を行っていたが、本事故の直前まで、疲れや眠気を感じておらず、徳山下松港入港（08時過ぎ予定）まで、航海当直から引き続き入港操船を行うつもりでいた。</p> <p>船長は、本事故発生海域付近を、同じ経路で何回も航行しており、本事故当時、操船が難しい上関海峡を通過した後、他船を認めず、また、慣れた航路で狭い水道等がなかったため、安心感から気の緩みが生じ、居眠りに陥ったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船引船列は、自動操舵により北西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、本件干出浜に向けて航行を続けたことから、同干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、操船が難しい上関海峡を通過した後、佐合島の東南東沖で左転する予定であったが、他船を認めず、また、慣れた航路で狭い水道等がないことによる安心感から気の緩みが生じたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、自動操舵により北西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、本件干出浜に向けて航行を続けたため、同干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本事故後、00時から08時の航海当直を、4時間ごとに分けるように変更した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、深夜から早朝にかけて長時間の航海当直を行う時は、眠気がなくても、ときどき立って外を見たりし、また、船橋の温度を適切に管理し、突然眠りに陥ることのないように十分に注意すること。 ・ 船長は、深夜から早朝にかけての航海当直は、眠気を催しやすい時間帯であることから、長時間の連続当直とならないよう、適切な時間を設定することが望ましい。